平成２１年（フ）第３８２号
千葉県松戸市松戸2025番地宮内マンション101号
債務者　金　　末来
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４１１号
千葉県鎌ケ谷市西道野辺12番42―303号
債務者　櫻井美智子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４２０号
千葉県野田市上花輪1441番地の18
債務者　村上　弘和
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４３０号
千葉県松戸市六高台７丁目３番地ピュアフィールド六高台403号
債務者　椎谷　知二
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４３１号
千葉県松戸市六実１丁目19番地の10
債務者　梶原　公利
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４３３号
千葉県野田市木間ケ瀬5359番地の13
債務者　平峰　康晶
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４４５号
千葉県我孫子市柴崎台１丁目３番26号203号
債務者　荒井　則子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６９５号
北九州市小倉北区大田町１番１―902号
債務者　瓦田　正隆
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７１１号
福岡県遠賀郡水巻町吉田東３丁目３番18号
債務者　遠近　文代
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７３２号
北九州市小倉南区下吉田３丁目８番24号
債務者　由川　清秀
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７６５号
北九州市小倉北区朝日ケ丘６番１―403号
債務者　西原喜代子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８２号
名古屋市天白区焼山２丁目1107番地　ロイヤル白鳳101号、住民票上の住所岐阜県安八郡安八町東結577番地の４
債務者　大谷奈穂子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第３６１号
川崎市宮前区菅生ヶ丘40番３号
債務者　一新　陽子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４０７号
川崎市高津区下作延2027番地18　アメニティ・シャテロ506
債務者　阿部　珠紀
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１１７号
奈良県天理市田井庄町624番地、申立時の住所奈良県天理市東井戸堂町442番地20
債務者　岡野　淳一
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４２７号
奈良県生駒市小瀬町719番地３
債務者　村尾　徳藏
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１６３５号
愛知県清須市新清洲５丁目２番地15　タウニーかとう203
債務者　寸田　佳恵
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７号
静岡県賀茂郡東伊豆町片瀬567番地の８　ライオンズマンション片瀬白田307号
債務者　森野　武志
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
静岡地方裁判所下田支部